

令和4年5月

第3回 つるぎ町農業委員会総会会議録

日 時 令和4年5月24日 午後1時25分

場 所 つるぎ町役場 本庁舎2階 委員会室

付 議 案 件

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について
- 日程第3 その他
・広域農道吉野川中部2期事業計画変更について（建設課より説明）

つるぎ町農業委員会会議録（令和4年第3回）							
招集場所	徳島県美馬郡つるぎ町貞光字東浦1番地3 つるぎ町役場 本庁舎2階委員会室						
開会日時	令和4年 5月24日(火) 午後 1時25分						
閉会日時	令和4年 5月24日(火) 午後 2時14分						

出席及び欠席委員							
職名	氏名	出	欠	職名	氏名	出	欠
会長(11番)	桑平 稔	○		委員(7番)	丸本 昭	○	
職務代理(2番)	坂本 誠治	○		委員(8番)	堀部 勝博	○	
委員(1番)	大西 昭	○		委員(9番)	藤村 晃	○	
委員(3番)	岡本 伸清	○		委員(10番)	小栗 利文	○	
委員(4番)	浅川 虎夫	○		委員(12番)	松岡 和夫	○	
委員(5番)	塙田 勇	○		委員(13番)	小倉 正	○	
委員(6番)	柴田 純二	○		委員(14番)	西岡 勝幸	○	

議事録署名委員	7番 丸本 昭	12番 松岡 和夫
---------	---------	-----------

職務のため会議に出席した者職氏名	つるぎ町農業委員会事務局長 二宮 仁郎 つるぎ町産業経済課課長補佐 松浦 陽子
説明のため会議に出席した者職氏名	

付議事件	別紙のとおり
------	--------

【午後 1時25分 閉会】

事務局（二宮事務局長）

本日はお忙しい中、令和4年第3回つるぎ町農業委員会総会にご出席いただきありがとうございます。

つるぎ町農業委員会会議規則第6条により会長が議長を務めることとなつておりますので、これよりの議事進行につきましては桑平会長にお願いいたします。

会長（桑平 稔）

令和4年第3回つるぎ町農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位のご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。

ただ今から令和4年第3回つるぎ町農業委員会総会を開会いたします。

本日の総会は、農業委員14名全員の出席をいただいており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定によりまして、会議は成立しております。

なお、本日の案件はお手元の議案書のとおり、「日程第2」までござります。

慎重審議を賜りまして、全案件のご承認をいただけますとともに、本会がスムーズに進行できますよう、ご協力をお願い申し上げます。

それでは、着座にて議事を進めさせていただきます。

日程第1 会議録署名委員の指名について

議長（桑平 稔）

はじめに、「日程第1 会議録署名委員の指名」についてですが、会議規則第18条の規定により、議長の私から指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしの声がありましたので、会議録署名委員は「議席番号7番 丸本委員」と「議席番号12番 松岡委員」の両名を指名いたします。
よろしくお願ひいたします。

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の審議をお諮りします。

それでは、事務局より説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第1号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局の説明が終わりました。

担当地区委員より調査結果の報告をお願いいたします。

始めに1番の申請について、小倉委員さんお願ひいたします。

小倉正委員

1番の申請について、5月16日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の7ページの位置図のとおりです。

申請地の現況は、既存の栗の木や柿の木が繁茂しており、きれいに管理されていました。

今回の申請は、別世帯の後継者となる譲受人への部分贈与により所有権を移転するものです。

譲受人は、現在●●●在住ですが、実家がある●●●●●を定期的に行き来し、周辺に点在する自作地と併せて耕作・管理をしています。

親子間の贈与によるものであり、権利取得後は、利用形態についても変更はなく、既存の栗の木や柿の木の手入れをし、畑として季節野菜を作付けする計画です。周辺の農地への影響はないと附記されています。

農地利用ですので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

続きまして2番の申請について、柴田委員さんお願ひいたします。

柴田純二委員

2番の申請について、5月13日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の15ページの位置図のとおりです。

申請地の現況は、きれいに管理されていました。

今回の申請は、申請地が譲受人の自宅の前に所在しているということもあり、町外在住の譲渡人との間で売買による所有権移転の話が整い、申請にあがったようです。

譲受人においては、公務員の傍ら農作業に従事し、農機具等も自己確保しており、周辺に点在する自作地を大いに利用し季節野菜を作付けしています。

今回の申請地は現在、休耕中ですが、権利取得後は、畑として利用し、自家消費用の季節野菜を作付けする計画です。

農薬使用方法については、周辺地域に悪影響を与えることのないよう注意して行う旨、附記されております。

農地利用ですので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

続きまして、3番の申請について、担当地区の浅川委員さんが病気療養中でしたので、代わって坂本委員さんに調査をお願いしております。
それでは坂本委員さんお願いいたします。

坂本誠治委員

3番の申請について、5月13日に事務局と現地調査を行いました。
地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。
申請地の位置については、会議資料の22ページの位置図のとおりです。
申請地の現況は、茶畠となっており、きれいに管理されていました。
今回の申請は、申請地が譲受人の自宅の裏に所在しているということもあり、譲渡人との間で売買による所有権移転の話が整い、申請にあがつたようです。

譲受人においては、夫婦ともに農作業経験は十分であり、農機具等も自己確保しており、自作地を大いに利用し農作業に従事しています。

権利取得後は申請地の一部を畠として、自家消費用の季節野菜を作付けする計画です。

農薬使用は極力控え、地域周辺への悪影響がないよう耕作を行う旨、附記しております。

農地利用でございますので許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

続きまして4番の申請について、大西委員さんお願ひいたします。

大西昭委員

4番の申請について、5月13日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の29ページの位置図のとおりです。

申請地の現況は、雑草繁茂の状態となっていました。

今回の申請は、譲受人の経営規模拡大のためと県外在住の譲渡人が相続により取得した申請地の管理に苦慮していたことから、双方の間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

許可後は、全体的に草刈りを行って現状回復をし、既存の果樹の木の手入れを行いながら、野菜の作付も計画にいれ、全体を利用するとのことです。

地域集落の取り決めに従い、支障のないよう耕作を行う旨、附記されています。

農地利用ですので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願い致します。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

以上で、調査を行っていただいた担当地区委員さんの報告並びに事務局からの説明が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにないようですので、これより採決いたします。

「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに決定いたしました。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」をお諮り致します。

本議案の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める「議事参与の制限の規定」に基づき、大西委員さんにはしばらくの間、ご退席をお願いいたします。なお、審議終了後に入室・着席をしていただきます。

【 大西委員が退席し、別室で待機 】

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局より説明が終わりました。

担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

始めに1番の申請についてですが、担当の大西委員さんが本件の関係者であるため、代わって坂本委員さんに調査をお願いしております。

それでは坂本委員さんお願ひいたします。

坂本誠治委員

1番の申請は、3,000m²を超える大規模案件のため、5月13日に事務局と担当課の河川整備推進課の説明のもと、現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の47ページの位置図のとおりです。

農地区分は、第2種と判断しました。

申請者は●●●●●で、今後発生するであろう吉野川氾濫から事業所及び住家を守るため、国土交通省に於ける吉野川整備計画に基づき、土地利用一体型堤防建設が行われることとなり、●●●●は堤防内部である今回の申請地の用地取得をした後、国土交通省が盛土までを施工し、●●●●は盛土部に対して宅地造成事業を行うそうです。

被害防除計画については、会議資料64ページのとおりであります。

取水・排水についても同ページの取水・排水計画書にありますように、当該造成地に立地する事業所が利用する生活用水については、町の上水道本管より各事業所が引き込み利用をし、生活排水については、合併浄化槽を利用し、雨水については排水計画に基づき、設置される水路及び樋門により、河川へ放流する計画です。

申請地の地域には地元土地改良区の組織は存在しませんので意見書はありません。農地所有者とも協議済であり、問題はないかと考えます。

第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

坂本委員さんの報告がありました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにないようですので、これより採決いたします。

「議案第2号の1番の申請について」許可することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

ご異議がないようですので、議案第2号の1番の申請については、許可することに決定いたしました。

それでは、1番の議事が終了致しましたので、「大西委員さん」に対する議事参与の制限を解除いたします。

大西委員さんが着席するまでお待ちください。

【 大西委員が入室し、着席 】

議長（桑平 稔）

それでは、引き続きまして、事務局より2番及び3番の申請について説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第2号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

議長（桑平 稔）

事務局から説明が終わりました。

担当委員より調査結果の報告をお願いいたします。

2番の申請について、柴田委員さんお願いいたします。

柴田純二委員

2番の申請地について、5月13日事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりでございます。

申請地の位置については、会議資料の70ページの位置図のとおりです。

農地区分は、第3種と判断しました。

申請者は、借家住まいですが、子どもの成長に伴い、手狭になってきたため、申請地を取得し自己住宅用地として申請するものです。

資金については、金融機関からの融資で賄い、関係法令との協議は整っています。

許可後は、周辺の造成はコンクリート擁壁を施工し、赤土、真砂土で盛土

をします。上水道は町道埋設の上水道管から引き入れ、排水についても同じく埋設されて下水管に放流します。雨水については既存の水路に放流します。

管轄する土地改良区の意見書も確認済みであります。

第3種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

3番の申請について、大西委員さんお願いいたします。

大西昭委員

3番の申請について、5月13日に事務局と現地調査を行いました。

地番、地目、面積等につきましては、事務局の説明どおりです。

申請地の位置については、会議資料の85ページの位置図にありますとおり

●●●●●●●●●●●●の隣に位置する農地です。

農地区分は、第2種と判断しました。

申請者は、町内で土木建設業を営む会社の代表取締役で、会社の管理している既存の資材置場が非常に不便な場所にあり、また手狭になってきたことから、本社近隣で資材置場として利用できる土地を探していたところ、県外在住の譲渡人が相続により取得した申請地の管理に苦慮していたことから、双方の間で売買の話が整い、申請があがつたようです。

許可後の転用に係る工事については、造成は不要であり、繁茂した雑草の

草刈をする程度であり、申請者は建設会社でありますので、自己労費で賄えるため、資金も必要としません。

取水は発生せず、雨水は自然浸透とします。

第2種農地の許可基準に該当しますので、許可しても差し支えないと思われますが、なお一層各委員のご審議をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

議長（桑平 稔）

以上で、調査を行っていただいた担当地区委員さんの報告並びに事務局からの説明が終わりました。

他の委員の皆さん、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにないようですので、これより採決いたします。

「議案第2号の2番及び3番の申請について」許可することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしということですので、「議案第2号の2番及び3番の申請について」は、許可することに決定いたしました。

したがいまして、「日程第2 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」は、全案件を許可することに決定いたしました。

議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について

議長（桑平 稔）

続きまして、「日程第2 議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」をお諮り致します。

本議案の審議に先立ち、委員が関係者となる案件が含まれておりますので、農業委員会法第31条に定める「議事参与の制限の規定」に基づき、柴田委員さんにはしばらくの間、ご退席をお願いいたします。なお、審議終了後に入室・着席をしていただきます。

【 柴田委員が退席し、別室で待機 】

それでは、事務局より議案の説明をお願いします。

事務局（二宮事務局長）

議案第3号について朗読する。（別紙議案書のとおり）

農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長（桑平 稔）

事務局より説明が終わりました。

それでは、全案件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

それでは、ご意見、ご質問ともにないようですので、これより採決いたします。

「議案第3号 農用地利用集積計画による利用権設定について」は、全案件を承認することに異議はございませんか。

<「異議なし」と呼ぶ者あり>

議長（桑平 稔）

異議なしということですので、「日程第2 議案第3号農用地利用集積計画による利用権設定について」は、全案件を承認することに決定いたしました。

議事が終了致しましたので、「柴田委員さん」に対する議事参与の制限を解除いたします。

柴田委員さんが着席するまでお待ちください。

【 柴田委員が入室し、着席 】

議 長

以上で、本日の議案審議は終了しました。

委員の皆さん、その他ご意見、ご質問はございませんか。

<「なし」と呼ぶ者あり>

議 長（桑平 稔）

ご意見、ご質問ともないようですので、以上をもちまして、令和4年第3回つるぎ町農業委員会総会を閉会いたします。

長時間、慎重なるご審議をいただき、ありがとうございました。

【午後 2時14分 閉会】

議長 桑平 稔

会議録署名委員 7番 丸本 昭

会議録署名委員 12番 松岡 和夫